

四日市市子ども・子育て会議設置要綱の一部改正（新旧対照表）

改正後	改正前
<p><u>（部会）</u></p> <p><u>第6条 会議に、必要に応じて部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。</u></p> <p><u>3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選任する。</u></p> <p><u>4 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の会務を総理する。</u></p> <p><u>5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</u></p>	<p>新設</p>
<p><u>（会議の公開）</u></p> <p><u>第7条 会議は、公開とする。ただし、会議の決議により、非公開とすることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、部会の会議に準用する。</u></p>	<p>新設</p>
<p><u>（庶務）</u></p> <p><u>第8条 会議の庶務は、こども未来部こども未来課において処理する。</u></p>	<p><u>（庶務）</u></p> <p><u>第6条 会議の庶務は、こども未来部こども未来課において処理する。</u></p>

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月24日から施行する。